

平成 27 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 g u m i  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 國 光 宏 尚  
(コード番号: 3903 東証市場第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 川 本 寛 之  
( TEL. 03-5358-5322)

## 社外役員協議会の設置に関するお知らせ

当社では、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、9月24日付で取締役会の諮問機関として、社外役員で構成される「社外役員協議会」（以下、「協議会」）を設置いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 協議会設置の目的

取締役等の人事や報酬等、重要な事項を審議し、取締役会に答申することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

#### 2. 協議会の役割

##### (1) 取締役の選任及び解任に関する諮問

- ・ 取締役の選任及び解任に関する株主総会議案（以下、「当議案」）
- ・ 当議案の決議に必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
- ・ その他取締役の選任及び解任に関して協議会が必要と認めた事項

##### (2) 取締役及び重要な使用人の個人別の報酬等に関する諮問

- ・ 取締役及び重要な使用人の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- ・ 取締役及び重要な使用人の報酬等の内容
- ・ 報酬等の決議に必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
- ・ その他取締役及び重要な使用人の報酬等に関して協議会が必要と認めた事項

##### (3) その他コーポレート・ガバナンス全般に関する諮問

#### 3. 協議会の構成

協議会は社外取締役及び社外監査役から構成され、議長はメンバーの中から互選により選任

以 上

